



検察庁ってどんなところ？ ～検察事務官の仕事 vol.2～

今回は、検察事務官の仕事のうち、**検務部門**、**事務局部門**の仕事について説明します。

検務部門は、次の7つの事務に分かれています。

【事件事務】

警察等の捜査機関から送られてきた事件が法律上定められた手続に従っているかどうかを確認して、事件の受理手続を行います。

【令状事務】

逮捕状、勾留状等の裁判所への令状請求やその執行等に関する事務を行います。



【証拠品事務】

警察等の捜査機関から送られてきた証拠品を受け入れる手続を行います。その後、事件の推移により、証拠品の保管や処分を行います。

【執行事務】

懲役や禁錮の裁判（判決）が確定すると、検察官が、その刑の執行を指揮しますが、その裁判の把握や刑の執行に関する事務を行います。

【徴収事務】

罰金等の裁判が確定した人からお金を徴収したり、支払わない人に対して督促したりします。また、罰金等を支払わないまま所在が分からなくなった人の居場所の調査もします。罰金等が支払われない場合には、罰金を支払う代わりに刑務所に入れることもあります。

【記録事務】

起訴した事件の裁判が終わった時や不起訴処分にした時などに、その書類（記録）を整理し、保管・管理する事務を行います。

【犯歴事務】

前科（犯罪の経歴のこと）を把握し、裁判での資料等に使用するために全国でそのデータを共有できるように管理しています。



【事務局部門】

事務局部門の検察事務官は、これまで紹介してきた捜査・公判部門や検務部門の事務がスムーズに進むようにサポートをしています。

例えば、被害者や目撃者の方に検察庁に来ていただいて事情をお聞きした場合には、旅費の支給手続をしたり、捜査等で使用する自動車を手配したり、そのほか、検察庁庁舎の整備・管理や予算の支出に関する事務等も行っています。



検察庁職員からのメッセージ ～次世代を担う少年たちへ～

皆さん、こんにちは。私は平成24年4月から検察事務官として検察庁で働いています。

最初は、警察署等の捜査機関から送致（テレビ等では「送検」と言っています。）されてくる事件の証拠品の受理や処理を担当していました。（上の説明の【証拠品事務】です。）証拠品の中には、被害者の方々から提出された大切な物も多いので、その取扱いには非常に神経を使いました。



その後、現在の事件・令状担当に配属され、主に警察署等から送致されてくる様々な事件の受理や捜査が終了した事件の処理等に携わっています。（上の説明の【事件事務】

【令状事務】です。）

検察庁へ送致されてくる事件は、一つとして同じ事件はなく、事件を起こした被疑者（犯罪を犯したという疑いがある人）と被害者の方々の人生に大きく関わるもので、新聞・テレビで報道される事件もあり、証拠品事務と同じく重要で、やりがいのある仕事です。

検察庁というと近寄り難く堅いイメージを抱く方もいらっしゃると思います。私もそのような印象を抱いていました。しかしながら、職場の雰囲気は自分の想像とは違い、非常に明るく風通しのいい職場です。

私は理系科目が得意で、大学では物理を専攻し、卒業後はそれを活かした半導体製造メーカーに就職し、製造や製品管理などの仕事をしていました。しかし、他の分野に就職した方と話をする中で、学生時代は検討もなかった仕事に興味を抱き、再度、自分の将来について考えて様々な職種を調べました。その中で検察庁という仕事に強く興味を抱きました。人々が安全な日々を過ごす上で必要不可欠な仕事であり、その中で働くことにやりがいを感じ、勤めていた会社を辞めて検察庁に転職しました。検察庁での仕事はそれまでの分野とは大きく異なり、初めて経験することばかりで大変な時もあります。しかし、自分が強く希望した仕事ということもあり、先輩・上司の方々のご指導・助言をいただきながら、法律や仕事について学ぶことができ、充実した日々を過ごしています。

皆さんも、これから将来の事について考えることがあるかと思いますが、何事にもとらわれず、様々な事に興味を抱き、挑戦してみてください。その中から、将来進みたいと思える道が見つかってくるとと思いますし、その過程で検察庁について少しでも興味を持って頂けると嬉しく思います。

検察庁Q&A ～裁判員に選ばれてから～



今回は、裁判員に選ばれてからのようなことをするのか、よくある質問をご紹介します！

- ① 当然ながら裁判に出席する。
- ② 裁判官と一緒に刑事事件の審理を行う。
刑事裁判の流れはヒーゴタイムズ第2号で説明したとおりですが、評議・評決については今回少し説明します。

冒頭手続

証拠調手続

弁論手続

評議・評決
(非公開)

判決宣告

- ③ 判決の宣告により、裁判員の仕事は終了する。

評議・評決とは・・・
証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か判断し、有罪と判断した場合はどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論(評議)し、決定(評決)することです。

Q 1. 法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

下の『教えて！！ヒーゴくん！！』の説明にあるように、裁判員裁判では検察官も弁護人も裁判員にのみなさんに分かりやすい裁判が行われるよう努力しています。裁判員は、法廷で聞いた証人の証言等の証拠に基づいて、評議・評決を行います。法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配いりません。

Q 2. 裁判員裁判はどのくらい時間がかかるの？

事件の内容によって異なりますが、これまで行われた裁判の多くは判決宣告までに3～4日間を要し、1日平均して5～6時間審理が行われています。

Q 3. 裁判員の守秘義務とはどのようなもの？

裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で、裁判官や他の裁判員がどのような意見を言ったかということなどで、自由な意見交換ができるようにするために決められています。また、裁判員の仕事をする上で知った事件等の関係者などの個人情報、プライバシーなどの秘密も当然守らなければなりません。

なお、裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけではなく、裁判員としての役目が終わった後も守らなくてはならず、この義務に違反した場合、刑罰が科せられることがあります。

Q 4. 裁判員になるとトラブルに巻き込まれない？

裁判員の名前や住所などの情報は、公にはされません。裁判員のみなさんの安全を確保するために、事件に関して裁判員に接触することも禁止されていますし、裁判員に頼み事をしたり、裁判員やその家族を脅した者には刑罰が科されることになっています。

Q 5. 日当や交通費は支払われるの？

裁判員候補者や裁判員等になって裁判所に来ていただいた方には、日当や交通費が支払われます。

日当の具体的な金額は、選任手続や審理等の時間に応じて決められ、裁判員候補者の方は1日あたり8000円以内、裁判員等に選ばれた方は1日あたり1万円以内と定められています。

教えて！！ヒーゴくん！！ 僕が、わかりやすくおしえるよ★



裁判員制度が始まる前までは、法律の専門家である裁判官、検察官、弁護人が裁判を行ってきたわけですが、平成21年5月から裁判員制度が始まり、検察庁ではいろいろな工夫をし、裁判員の方により分かりやすい裁判を行っています。

例えば、①なじみのない難しい法律用語をやさしい言葉に言い換えたり、②ゆっくり、はっきりした口調で説明するなど、説明の仕方を工夫したり、③写真や図を用いた資料やメモを作成するなどの取組を行っています。



＝ あとがき ＝

平成24年度の熊本地方検察庁新聞『ヒーゴタイムズ』は本号で最終号となりました。1年間読んでいただき、ありがとうございました。

直接受験等に関するところではなかったかもしれませんが、みなさんに検察庁や裁判員制度のことなどについて、少しでも知っていただけたら嬉しいです。



～ お知らせ ～

検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっといろんなことを知りたい、また、検察官の仕事である取調べ(模擬)や模擬裁判を体験してみたいという方がおられましたら、気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目12番11号
熊本地方検察庁企画調査課(広報担当)
電話 096-323-9035 FAX096-323-9097



ホームページアドレス

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくはこちらから→

熊本地方検察庁

検索